

<景観形成方針>

緑化推進などによるゆとりとうるおいのある市街地景観の形成とともに、地域の良好な景観を阻害しないよう周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。また、適切な空き家の管理を行うことにより、良好な景観の保全に努めます。

・市街地の景観にうるおいを与える公園や緑地の整備や適切な維持管理、道路の修景などにより、地域の良好な景観の形成を推進します。

・駅周辺や近隣商業地など、地域の中心的エリアにおいては、事業者と周辺住民等の協働のもと、緑化の促進や街路灯のデザインへの配慮などにより良好な景観の形成を誘導します。

・建築物などは、周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、緑化の促進などによる良好な景観の形成を図ります。

・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。

注) ：遵守事項（良好な景観形成に大きな影響を及ぼさないよう景観形成上遵守すべき基準）

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“―”を記入してください。

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を遮らないよう配慮する。	□建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。			P. 12
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。	□大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。			P. 14
			●建築物の分節化による規模の緩和 ○同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。	□建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。			P. 15
	c)	主要な視点場からの眺望を遮らない配置、規模とすること。	●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源への眺望をできるだけ遮らないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。			P. 17
イ 形態・外観	b)	歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。	●市街地の地域特性に配慮した空間演出 ○市街地では、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりとにぎわいのある空間演出に配慮する。	□建築物は、勾配屋根を採用するなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。			P. 23
				□建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。			P. 23
	c)	外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ベランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。	●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などの公共の場所から見える場合には、建築物本体と同系色にする、本体と同系統のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。	□道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。			P. 24

		景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ											
		景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準															
			●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。	□建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。				P. 25											
			○主要な視点場からの眺望を遮らないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。	□屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。				P. 25											
	ウ 色彩	a)	建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。 ■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） <table><tr><td>使用する色相</td><td>使用可能な彩度</td></tr><tr><td>R、Y R、Y の場合</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>その他（G Y、G、B G、B、P B、P、R P）の場合</td><td>2 以下</td></tr></table>	使用する色相	使用可能な彩度	R、Y R、Y の場合	6 以下	その他（G Y、G、B G、B、P B、P、R P）の場合	2 以下	□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。 ■外壁の使用可能な色彩の範囲 <table><tr><td>使用する色相</td><td>使用可能な彩度</td></tr><tr><td>R、Y R、Y の場合</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>その他の場合</td><td>2 以下</td></tr></table>	使用する色相	使用可能な彩度	R、Y R、Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下			
使用する色相	使用可能な彩度																		
R、Y R、Y の場合	6 以下																		
その他（G Y、G、B G、B、P B、P、R P）の場合	2 以下																		
使用する色相	使用可能な彩度																		
R、Y R、Y の場合	6 以下																		
その他の場合	2 以下																		
	b)	周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。				P. 28											

		景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ		
景観上の配慮事項		具体的な配慮の内容		景観形成基準							
			●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 ■推奨色	□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 ■推奨色					P. 29		
			使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	使用する色相				明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲
			R ～ 2 . 5 Y の場合	5 ～ 9 程度	4 程度以下	R ～ 2 . 5 Y の場合				5 ～ 9 程度	4 程度以下
			2 . 6 Y ～ 1 0 Y の場合		2 程度以下	2 . 6 Y ～ 1 0 Y の場合					2 程度以下
B ～ P B の場合	2 程度以下	B ～ P B の場合	2 程度以下								
		その他の場合	1 程度以下	その他の場合		1 程度以下					
			●周辺の景観と調和した色彩の使用 □中高層建築物 ○中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮をする必要があります。	□中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。					P. 28		
			□大規模工業施設 ○大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうるおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。	□大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。					P. 28		
			□長大な壁面を持つ建築物 ○長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。	□長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。					P. 28		
エ 素 材	a)	周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	●耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。	□建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。					P. 33		
			○劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。	□建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。							

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
オ 緑 化	a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。		☐ 建築物の新築については、敷地面積の 5%以上の植栽、花壇等を配置する。				P. 34
		●緑化の位置についての配慮 ○緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。	☐ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。				P. 35
		●地域の気候、風土への配慮 ○植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。	☐ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。				P. 36
		●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。					
		●周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。	☐ 大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。				P. 36
	b) 大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。	●大規模商業施設における緑化の配慮 ○大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。	☐ 大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。				P. 37
		●大規模工業施設における緑化の配慮 ○工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与えるおそれがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。	☐ 大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。				P. 38
	c) 敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるよう、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。	☐ 敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。				P. 39
		●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えるように配慮する。	☐ 保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。				P. 40

	景観設計の手引き			鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項		具体的な配慮の内容	景観形成基準				
カ そ の 他	a)	屋外駐車場は、沿道景観を 阻害しないよう、できる限 り出入口を限定するととも に、安全上支障のない範囲 で、道路から直接見通せな いよう、生垣などの設置に 努めること。	●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いはできる限り駐車場の出 入口を設置することを避け、緑化することで、沿 道にうるおいを持たせる。	□駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、 できる限り限定するとともに、人通りの多い通り 沿いの出入口はできる限り設置しない。				P. 42
			●周辺のまちなみとの調和への配慮 ○周辺のまちなみとの調和が求められる地域にお いては、道路に接する部分に、周辺のまちなみに 合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整え る。	□駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせ た門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと 調和した沿道景観を形成する。				P. 42
				□立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見 できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入 口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない 範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽 などにより修景を行う。				P. 42
	b)	夜間の屋外照明は、過剰な 光が周辺に散乱しないよう にし、周辺の状況に応じて 照明方法を工夫すること。	●過剰な光が周囲に散乱しないような配慮 ○過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や 向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる 間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。	□夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するの を防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色 などに配慮するとともに、間接照明を使用するな ど、周辺環境に配慮する。				P. 43
			●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演 出やにぎわいの創出などを工夫する。	□景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑 わいの創出などを工夫する。				P. 44
	c)	既存の建築物などが周辺景 観と調和していない場合に は、増築などを行う際に、 できる限り既存の建築物な ども合わせて周辺景観と調 和させること。	●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形 態・外観、色彩、素材などを修景する。	□増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、 色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合 は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑 化するなど、直接露出しないように修景する。た だし、既存建築物が道路その他の公共の場所から 容易に望見されることのないものである場合は、 この限りでない。				P. 45
			●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和してい ない既存建築物の前面を緑化などにより遮へいす る。					
	d)	太陽光発電施設を設置する 際はできる限り目立たない よう配慮すること。	●周辺景観への配慮 ○太陽光パネルの高さや設置角度はできる限り低 く抑え、圧迫感の軽減に努める。 ○太陽光パネルは目立ちにくい色彩とし、反射光な どに配慮する。	□パネル最上部が建築物の最上部を越えないよう にし、必要に応じてルーバー等で目立たないよう 配慮する。 □太陽光パネルは黒色又は濃紺色とし、光沢や反射 が少なく、模様等が目立たないものを採用する。				P. 46